

みんなで支え合い、認め合う、
誰もが安心して暮らせるまち “たいない”

第4次胎内市障がい者計画 第7期胎内市障がい福祉計画 第3期胎内市障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

概要版



これは、市内の放課後等デイサービスを利用している児童たちの作品「どうぶつ大集合」です。

令和6年3月



胎内市

胎内市は障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心していきいきと暮らすことのできる『共生社会』の実現を目指しています。このたび、障がい者計画等の改定期を迎え、「第4次胎内市障がい者計画・第7期胎内市障がい福祉計画・第3期胎内市障がい児福祉計画」を策定しました。

この計画を市民の皆さまに広く知っていただくため、また、普段の生活の中でも『共生社会』のことを意識していただけるよう、ご家庭での保存用として概要版を配布しています。ぜひご家庭でご覧ください。

計画の策定にあたって

胎内市では、障がい者数の増加や障がい者の社会参加意欲の一層の高まりが如実になってきている中、法制度改正などに迅速・的確に対応し、障がい特性による隔たりがなく、全ての市民が地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指し、「第3次胎内市障がい者計画」「第6期胎内市障がい福祉計画」「第2期胎内市障がい児福祉計画」（以下これらを「前計画」という。）を策定し、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

この度、前計画の改定時期を向かえ、引き続き、前計画と同様に、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心していきいきと暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指す必要があることから、また、障がい者やその家族のニーズの多様化及び法制度の変化に的確に対応した総合的な障がい福祉施策の展開を図っていく必要があるとの考えのもと、「第4次胎内市障がい者計画」「第7期胎内市障がい福祉計画」「第3期胎内市障がい児福祉計画」（以下これらを「本計画」という。）を策定しました。

「障がい」という表記について

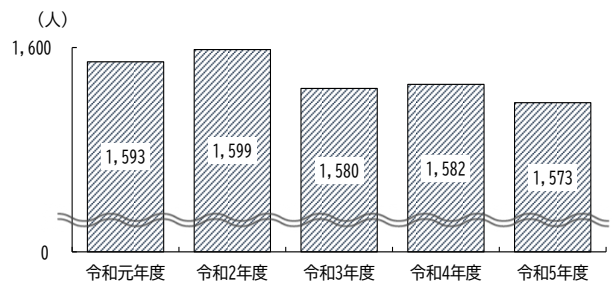
本計画では、「障害」と「障がい」の2つの言葉を使用しています。法令用語や固有名称などに使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は、「障がい」を使用しています。

障がいのある方の概念

本計画の「障がいのある人」、「障がい者」は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称します。）がある方」、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病である方や障害者総合支援法の対象となっている難病等の患者」です。

◆胎内市の障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数※1は、令和5年12月31日現在で1,573人となっています。総人口が令和元年度の28,781人から令和5年度の27,284人へと減少傾向にある中で、障害者手帳の所持者数も増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあります。一方で、総人口に占める割合についてみると、令和元年度の5.5%から令和5年度の5.8%へと増加しています。



※1 障害者手帳の所持者数は、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数の合計人数です。

SDGsと関連した障がい福祉施策の推進

SDGsとは、国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本計画においても、SDGsの基本的な考え方や目標を踏まえ、多様な主体が連携・協力し、障がい福祉施策の推進を図り、その達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

計画の理念と目標

基本理念

みんなで支え合い、認め合う、
誰もが安心して暮らせるまち“たいない”

本計画の上位計画である胎内市地域福祉計画においては、本市の地域福祉を横断的かつ総合的に推進し、『楽しくふれあい、認め合い、助け合うまち たいない』を基本理念に掲げ、「みんなで助け合い安心安全に暮らせるまち」「みんなで参加し集えるまち」「みんなでふれあい笑顔で支えるまち」「みんなで自分らしく暮らすことができるまち」の実現を目指しています。

■第4期胎内市地域福祉計画「地域ちやぶ台プラン4」



また、前計画では、基本理念を『健やかで生きがいを持って暮らせるまち』とし、障がい者を取り巻く社会的障壁や課題を明らかにし、これを取り除く施策を推進することで、共生社会の実現を目指してきました。

これらを踏まえ、障がい者本人、家族、地域、事業所、行政など多様な主体が支え合いながら、切れ目ない支援の輪をつなぎ、様々な個性をお互いに認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を

みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまちとします。

■■■■ 基本目標 ■■■■

基本理念を実現するため、3つの基本目標を定めます。

<p>基本目標1</p>	<p>共に支え合い、認め合えるまち 障がいへの理解促進を図るとともに、差別解消や虐待防止等の障がい者の権利擁護の推進を図ることで、共に支え合いながら、お互いを認め合えるまちづくりを進めます。</p>
<p>基本目標2</p>	<p>安心して暮らせるまち 安定した生活基盤や生活を支える各種サービスを充実するとともに、防災対策を推進し災害時などにおいても適切な支援を活用できる環境を整え、また、包括的な相談体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p>
<p>基本目標3</p>	<p>いきいきと心豊かに暮らせるまち 心身の健康を維持するための支援を行うとともに様々な活動に参加しやすい環境整備を推進し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。</p>

計画の体系



計画のめざすところ ～方針と施策の内容～

基本方針1

障がいへの理解と権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、障がいや障がい者への理解を促進するため、啓発・広報活動を推進します。

障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止、成年後見制度の利用促進のための支援の充実を図ります。

障がい者に対する情報提供については、障がいの種別に応じた伝達手段を用いる等の工夫を凝らし一層の充実を図り、手話奉仕員等の専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努め、意思疎通支援の充実を図ります。



《今後の主な施策や事業など》

☆障がいのある人とない人の交流機会を拡大します。

障がい者の芸術作品展の開催などを通じて、交流活動の機会を創出し、障がい及び障がい者への理解に対する啓発を行います。

☆障がいへの理解に対する普及・啓発・広報を推進します。

援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマーク・ヘルプカードを配布し、普及啓発に取り組むことにより、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。



☆権利擁護等を推進します。

基幹相談支援センターと連携し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、通報への迅速な対応に努めます。また、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

☆意思疎通支援をする人材の確保と養成に努めます。

手話奉仕員の養成及び研修を開催し、意思疎通支援をする人材の育成に努めます。



基本方針2

地域での自立生活の支援

各種制度の充実や必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるように、サービス供給量の確保と質の向上を図ります。

障がい者の意思が適切に反映された生活を送れるよう意思決定支援を推進し、サービスの質の向上を図ります。

情報提供の充実、居住支援、相談体制の充実等を推進します。

適切な就労情報の提供や就労に向けた職業訓練の充実、就職に向けた相談体制の充実を図ります。

就労の場となる事業所等に対し啓発活動を行うとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度等の周知に努めます。



《今後の主な施策や事業など》

☆地域生活への移行支援を充実します。

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います。

☆日中活動の場の拡大に努めます。

障がい者、障がい児の介助者が不在で、日中介護ができないときに施設等で一時的に預かり、見守り等の支援をします。

☆各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知に努めます。

障がい者を含む全ての人のわかりやすさに配慮した行政情報の発信の充実に取り組みます。

☆就労促進に向けた相談支援体制を充実します。

障がい者の生活を支援するため適切な相談支援が実施できる体制の整備を図り、障がい者のニーズに応えた支援を強化します。

☆福祉的就労の促進に努めます。

農業と福祉が連携し、農業分野での活躍を通じて、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現できる取組を推進します。



基本方針3

安心して暮らせる地域づくり

地域におけるネットワークの充実を図り、市民一人ひとりが互いに支え合う地域福祉活動を促進します。

ボランティア活動や講座に関する情報提供を行うとともに、各種ボランティア講座や研修等の充実を図り、ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能やボランティア同士の交流・連携の充実に努めます。

防犯対策の推進を図ります。また、災害時における適切な情報伝達や避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築を進めます。



3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

《今後の主な施策や事業など》

☆地域福祉ネットワークを充実します。

地域の民生委員等の住民組織に対して、地域での見守り活動や支え合いについての周知啓発を図ります。

☆ボランティア活動の育成と活動の活性化に努めます。

ボランティア活動の充実が図られるよう、ボランティア活動の拠点となる胎内市社会福祉協議会ボランティアセンターの活動を支援します。

☆防犯情報の提供に努めます。

防災行政無線、防災アプリ等を活用し、不審者出没情報や振り込め詐欺の予兆情報等の迅速な提供に努めます。

☆消費者相談窓口を設置します。

障がいのある方を含む全ての市民が、消費者相談が受けられるよう、専門の相談員を配置し支援します。

☆避難行動要支援者の個別避難計画を策定します。

障がいのある方を含む避難行動要支援者の個別避難計画を策定し、災害時に地域と連携した避難支援に努めます。

☆災害時の情報伝達体制の整備に努めます。

障がい特性に配慮し、災害情報が適切に伝達できるように、関係機関と連携し情報伝達体制の整備を進めます。



■胎内市防災ガイドブック【スマホ版】
<https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/bosai/bosai/sumahoban.html>



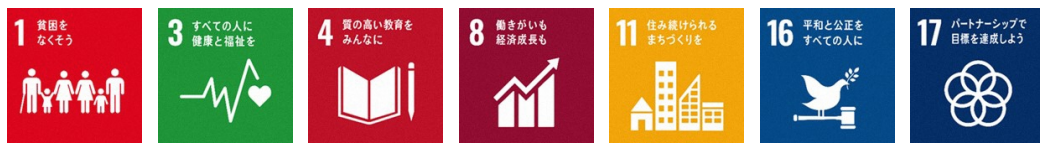
基本方針4

総合的な支援体制の充実

障がい者やその家族等からの相談に応じ、適切な情報の提供や意思決定支援を含む障がい福祉サービスの利用支援、虐待防止等や発達障がい者（児）支援のための関係機関との調整等を的確に行える体制の充実を図ります。

障がい児への教育は、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期からの一貫した支援体制が必要であることから、その整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談支援体制の充実を図ります。

障がい児に対する支援について、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を提供するため、教育・療育環境の充実を図ります。



《今後の主な施策や事業など》

☆相談支援事業の充実・強化に努めます。

基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の拠点として総合的な相談業務を行います。

- 相談支援に関する専門的指導や助言
- 権利擁護のために必要な援助
- 相談支援体制強化の取組
- 相談業務の円滑な遂行のための体制作り等

☆重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制を充実します。

サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関との連携支援体制を構築し、その体制の充実・強化を図ります。



☆障がいの早期相談・早期支援のための療育体制等を充実します。

保健・医療・福祉・教育関係機関等による支援ネットワークの構築に努め、障がい児の早期発見、早期療育のための連携を密にし、適切な相談体制を整えます。

障がいのある子どもとない子どもとが可能な限り共に教育を受けられるように配慮するインクルーシブ教育システムを推進します。

☆切れ目ない療育・教育体制の確立に努めます。

乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、適切な支援を行います。

適切な支援方針を検討するため、こども園等を保健師が巡回し、園児の情報を共有し、連携に努めます。

基本方針5

社会参加の促進

障がい者が自ら関心のある活動に積極的に参加し、交流やふれあいなどを通じて生活を充実することが出来るよう行事・イベント、スポーツ、レクリエーション活動、芸術、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、情報提供に努めます。

障がい者が参加できる機会の充実のほか、施設面のバリアフリー化を進めるなど条件整備や参加促進のために手話通訳の派遣、ボランティアの充実などサポート体制の強化に努めます。



《今後の主な施策や事業など》

☆行事への参加促進に努めます。

各自治会の各種行事への障がい者の参加を促し、地域との交流に努めます。

☆社会参加の促進を支援します。

移動支援サービスの充実や手話通訳の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。

☆体育施設・文化施設のバリアフリー化を拡充します。

障がい者がスポーツや文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めるよう努めます。

☆障がい者スポーツ・文化行事の開催を支援します。

障がい者とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しみながら相互の親睦を深めるための各種大会への支援を行います。



胎内市内の障害者団体

◇胎内市身体障害者福祉協会

身体障がい者の社会参加や福祉の充実のための仲間づくりを目的とした会です。

◇胎内市ろうあ協会

ろうあ者の社会参加の促進を図り、その福祉を増進することを目的とした会です。

◇胎内市手をつなぐ育成会

障害のある子どもの家族会で、互いに助け合い、交流を図るとともに、教育、福祉施策等の充実のために活動する会です。

■上記問い合わせ先：胎内市社会福祉協議会 TEL (0254)44-8682

◇胎内市精神障害者家族会（たいないつくし会）

精神疾患のある方の家族が集まり、同じ悩みを語り合い、互いに支え合い、福祉の充実のために活動する会です。

■上記問い合わせ先：胎内市 健康づくり課 元気応援係 TEL (0254)44-8680

障がい福祉サービス等の成果（数値）目標

障がい者等の自立支援の観点から、施設等からの地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、本市における実績等を踏まえて数値目標を設定します。

項目	令和4年度末実績	考え方	令和8年度末目標
【福祉施設の入所者の地域生活への移行】			
地域生活移行者数	32人	令和4年3月31日時点の入所者数の6%以上	2人
削減見込	32人	退所者がいる一方で、待機者の入所を見込む	1人
【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		地域自立支援協議会の相談支援部会を活用して開催	年4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		保健、医療、障がい福祉、高齢者福祉等の関係者の参加を想定	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		年1回の実施を見込む	年1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	利用状況及びニーズから利用を見込まず、目標を設定しない	-
精神障がい者の地域定着支援	1人	利用状況及びニーズから1人を見込む	1人
精神障がい者の共同生活援助	13人	利用状況及びニーズから12人を見込む	12人
精神障がい者の自立生活援助	15人	利用状況及びニーズから15人を見込む	15人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	17人	利用状況及びニーズから13人を見込む	13人
【地域生活支援の充実】			
地域生活支援拠点数		令和8年度末までに1か所整備	1か所
コーディネーター配置人数		令和8年度末までに1人配置	1人
検証・検討回数		年1回検証及び検討	年1回
【強度行動障害を有する方への支援体制の整備】			
目標年度末時点での支援体制の整備	有	状況や支援ニーズの把握を行う 地域の関係機関が連携した支援体制の整備を図る	有
【福祉施設から一般就労への移行等】			
*福祉施設から一般就労への移行者数			
一般就労移行者数	2人	令和4年度に一般就労した者の1.5倍	3人
*事業ごとの一般就労への移行者数			
就労移行支援事業からの移行者数	2人	令和8年度までに2人以上	3人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数	1か所
就労継続支援A型事業からの移行者数	0人	就労移行支援事業からの移行を見込み、目標を設定しない	-
就労継続支援B型事業からの移行者数	0人	就労移行支援事業からの移行を見込み、目標を設定しない	-
*就労定着支援事業の利用者数			
就労定着支援事業の利用者数	3人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者の数	10人
*就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数			
就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	市内に就労定着支援事業所の開所予定あり	1か所

項目	令和4年度末実績	考え方	令和8年度末目標
【障がい児支援の提供体制の整備】			
*障がい児支援の提供体制			
児童発達支援センター	0か所	市単独で児童発達支援センターを設置	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	児童発達支援センターの設置に合わせて推進体制を整備	有
保育所等訪問支援の提供体制の確保	（圏域）1か所	隣接市の事業所において当市も提供対象エリアとなっている	（圏域）1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	0か所	現在、重症心身障がい児はいないが、隣接市の事業所において当市も支援対象エリアとなっている	（圏域）1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	0か所	現在、重症心身障がい児はいないが、隣接市の事業所において当市も支援対象エリアとなっている	（圏域）1か所
*医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等			
協議の場の確保	有	医療的ケア児の地域支援に関する協議の場を地域自立支援協議会こども部会に設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	コーディネーター1名を配置	有
【相談支援体制の充実・強化】			
基幹相談支援センターの設置	有	委託により実施	有
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	基幹相談支援センターによる市内の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、市内の相談支援事業所の人材育成の支援を実施	有
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	有	市内の相談支援事業所が構成員となっている地域自立支援協議会相談支援部会において事例検討や地域課題について協議を実施	有
【障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】			
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の確保	有	県が実施する障がい福祉サービスに係る研修その他研修への参加 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有し、過誤請求を減少させるための体制を整備	有
【発達障がいのある方等に対する支援】			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者			8人
ピアサポートの活動への参加人数			1人

障がいに関する相談の窓口

◎胎内市指定相談支援事業所

障害児者やそのご家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他サービスの利用援助などを行います。費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

名称	住所	電話番号
障がい者基幹相談支援センターたいない	胎内市東本町22-31	(0254)28-7783
胎内市社会福祉協議会	胎内市西本町11-11 ほっとHOT・中条内	(0254)44-8682
相談支援事業所 de ed	胎内市中村浜699-128	(0254)28-7210

◎障害者110番

障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため、専門の相談窓口を設置しています。相談の内容に応じて、弁護士等による専門相談を行います。県内3か所で巡回相談を行っています。

名称	住所	電話番号
障害者110番	新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれあいプラザ内	(025)381-0110

◎障害者虐待の相談・通報

家族や、施設従事者、使用者から虐待を受けた場合、虐待を発見した場合は迷わずご連絡ください。相談者や通報者の情報は守られます。

名称	住所	電話番号
胎内市福祉介護課（障害者虐待防止センター）	胎内市新和町2-10	(0254)43-6111
障がい者基幹相談支援センターたいない	胎内市東本町22-31	(0254)28-7783

胎内市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所一覧

事業所名	電話番号
☆居宅介護（ホームヘルプ）事業所	
☆重度訪問介護事業所	
☆行動援護事業所	
☆移動支援事業（車両によるサービス）事業所	
☆移動支援事業（ガイドヘルプ）事業所	
☆同行援護事業所	
胎内市社会福祉協議会	44-8682
☆就労移行支援事業所	
カレイドスクエアパーク胎内	28-9362
☆就労継続支援（B型）事業所	
虹の家	44-8448
ハートワークくろかわ	28-0130
こばと作業所	44-8616
じよぶ倶楽部	45-5110
☆就労定着支援事業所	
カレイドスクエアパーク胎内	28-9362
☆自立訓練（生活訓練）事業所	
そら倶楽部	45-5112
☆生活介護事業所	
虹の家	44-8448
いわはら荘（基準該当）	47-3331
ウエルネス中条（基準該当）	43-6062
ちゅーりっぷ苑・さくら（基準該当）	20-8490
☆日中一時支援事業所	
そら倶楽部	45-5112
高齢者・障がい者総合支援センター おくやまのしょう	43-6106

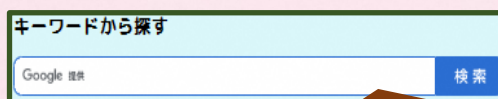
事業所名	電話番号
☆地域活動支援センター事業所	
地域活動支援センターごっちゃん	28-8530
高齢者・障がい者総合支援センター おくやまのしょう	43-6106
☆放課後等デイサービス事業所	
胎内まごころクラブ	28-7301
カレイドスクエアパーク胎内	28-9362
なないろキッズたいない	20-7847
なないろキッズついじ	28-7955
☆短期入所（ショートステイ）事業所	
そら倶楽部	45-5112
GHスカイ-1	45-5911
短期入所おーる	28-7762
☆自立訓練（宿泊型）事業所	
そら倶楽部	45-5112
☆共同生活援助（グループホーム）事業所	
GH虹の家第一寮 1号棟	44-8448
GH虹の家第一寮 2号棟	
GHスカイ-1	45-5911
いんくる胎内ひがし本町	(0254)
いんくる胎内ひがし本町別館	75-5261
GHおーる	28-7762
GHすみれ（大峰寮・女子寮）	33-2314

(市外局番：0254)

発行・編集：■胎内市 福祉介護課 〒959-2693 胎内市新和町2番10号 TEL 0254-43-6111（代表）

※計画書は市のホームページでも公開していますのでご覧ください。

<https://www.city.tainai.niigata.jp/index.html>



障がい福祉
で検索！